

大阪市告示第1048号

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するばかり）の定期検査を実施する。

令和8年7月31日

大阪市長 横山 英幸

1 実施区域

中央区

2 対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもり）

3 検査の期日及び場所

令和8年

検査月日	曜日	検査場所	所在地
9月3日	木	高津小学校（東門付近）	高津3丁目4番21号
9月7日	月	東中学校（西門付近）	大手前4丁目1番5号
9月9日	水	南小学校（正門付近）	東心斎橋1丁目14番29号
9月16日	水	上町中学校（東門付近）	上本町西3丁目2番30号
9月18日	金	南大江小学校（南門付近）	農人橋1丁目3番3号
9月24日	木	中央区役所（庁舎南側）	久太郎町1丁目2番27号
9月25日	金	中央区役所（庁舎南側）	久太郎町1丁目2番27号

検査時間は各日、午前10時30分から午後3時まで

※車両を使用して検査対象となる特定計量器を検査会場へ持参する際は、会場近隣の駐車場を利用されたい。

※検査場所周辺が車両通行禁止区域に指定されている場合もあるため、十分注意されたい。

4 検査が中止となる事項

検査当日の午前7時以降検査時間前に大阪管区气象台が大阪市内に「暴風警

報」もしくは「暴風雪警報」又は河川氾濫を除く各種「危険警報」・「特別警報」が発表されている場合は検査を中止する。

なお、河川氾濫に伴う検査実施の有無については、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、計量検査所が判断する。

また、検査時間内において同警報が発表された場合は、発表時点から検査を中止する。

その他、定期検査を中止するときは、大阪市ホームページ等で掲載する。

5 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会

6 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中3丁目1番126号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」（電話06－6577－5884）まで問い合わせされたい。

（経済戦略局計量検査所）